

■議案第88号 中津川集落活動センター「こだま」に係る指定管理者の指定について

【要旨】

平成28年11月10日に竣工予定である中津川集落活動センター「こだま」について、平成28年12月1日より指定管理者による管理を実施することとし、地方自治法第244条の2第3項及び第6項、四万十町大正中津川集落活動センター条例第3条及び四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、「四万十町大正中津川地区」を指定管理者の候補者として選定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得ようとするものです。

1. 公の施設の名称

所在地	四万十町大正中津川243番地1
名 称	中津川集落活動センター「こだま」
構 造	木造平屋建
面 積	135.42㎡

2. 指定管理者となる団体等の概要

住 所	四万十町大正中津川
団 体 名	四万十町大正中津川地区
代表者名	林 幸一

3. 公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由

中津川集落活動センター「こだま」は、地域住民の福祉の向上、都市住民との交流、農林業の振興及び地域住民の交流促進等により地域活性化を図ることを目的とする拠点施設であり、「四万十町大正中津川地区」が当該施設の設置目的に沿った事業効果を最大限に発揮できるものと判断し四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、指定管理者の候補者として選定するものです。